

県南広域振興局長告示第 99 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 5 月 30 日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
胆江地区休日診療所	奥州市水沢区字多賀 21 番地 1	平成 20 年 3 月 31 日
国民健康保険金ヶ崎診療所(歯科に限る。)	胆沢郡金ヶ崎町西根鍵水 98 番地	〃
星の丘ペインクリニック	花巻市石鳥谷町松林寺第 3 地割 76 番地 2	〃
国民健康保険花巻市石鳥谷医療センター	花巻市石鳥谷町八幡第 5 地割 47 番地 2	〃